

新型コロナまん延期に必要な 一般企業の5つの感染対策



今井鉄平 著 (OHサポート株式会社・代表 / 産業医)

本コンテンツはハイブリッド版です。PDFだけでなくスマホ等でも読みやすいHTML版も併せてご利用いただけます。

▶HTML版のご利用に当たっては、PDFデータダウンロード後に弊社よりメールにてお知らせするシリアルナンバーが必要です。

▶シリアルナンバー付きのメールはご購入から3営業日以内にお送り致します。

▶弊社サイトでの無料会員登録後、シリアルナンバーを入力することでHTML版をご利用いただけます。登録手続きの詳細は <https://www.jmedj.co.jp/page/resistration01/> をご参照ください。

▶登録手続き

はじめに—長期化の可能性を踏まえ対策を —p2

1. 発熱者の対応 —————p3

1-1. 発熱者本人に対する対応

1-2. 発熱者と濃厚接触が疑われる社員に対する対応

2. 3密を避ける工夫 —————p8

2-1. 新しい生活様式に沿った企業活動

2-2. 3密環境のチェックと改善

2-3. 窓の開かないオフィスにおける換気改善

3. 在宅勤務者の健康管理 —————p13

3-1. 在宅勤務者のメンタルヘルス対策

3-2. 在宅勤務者の疾病管理

4. 熱中症対策との両立 —————p19

4-1. 作業中のマスク着用に関する留意点

4-2. 換気中の室温上昇への対応

5. 職場の感染リスク管理 —————p21

5-1. 職場の感染リスク管理をスイスチーズモデルで考える

▶HTML版を読む

日本医事新報社では、Webオリジナルコンテンツを制作・販売しています。

▶Webコンテンツ一覧

はじめに一長期化の可能性を踏まえ対策を

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の感染拡大を防ぐために出されていた緊急事態宣言が5月25日に全面解除されたが、企業活動が再開された後も、各企業において、来るべき第2波の到来への準備を進めておくことも必要である。第2波も第1波と同様であるとは限らず、感染者数が更に増大する、期間もより長期化するなどの可能性を考えておくべきであろう。このような中、流行の各段階において、企業の感染拡大防止策を進めていく上で、産業医には企業内参謀として企業経営者や人事総務担当者に助言・指導をしていく役割が期待される。

筆者を含む産業医有志 (今井・櫻木・田原・守田・五十嵐) において、和田耕治先生 (国際医療福祉大学) の協力の下、業務上の感染リスクが高い業種や感染拡大防止策における実務上の課題など、十分な検討が必要な企業分野の課題につき検討し、企業向け (経営者・人事総務担当向け) に対策案を情報配信していくプロジェクトを2020年4月から進めている (下図)。同プロジェクトの中で企業内担当者の関心が高かったトピックや、筆者自身が中小企業の産業医活動を行う中でよく受けた質問などを中心に、5つの項目につき解説する。

The screenshot shows the website of the Tokyo Chamber of Commerce and Industry (東京商工会議所). The main navigation bar includes 'イベントカレンダー' (Event Calendar) and '入会案内' (Join Us). Below the navigation bar, there are search boxes for 'イベントを検索' (Search Events) and 'サイト内を検索' (Search Site), along with 'アクセス' (Access) and 'English' links. The main content area is divided into several tabs: '東商の活動' (Activities of the Chamber), '経営支援・サービス' (Business Support/Services), 'イベント・ニュース' (Events/News), '発行物' (Publications), and '東商について' (About the Chamber). The 'イベント・ニュース' tab is selected, displaying a list of COVID-19 countermeasures for businesses. The list includes:

- 2020年7月1日: 企業向け新型コロナウイルス対策情報 第22回 鉄道における感染拡大防止 **NEW**
- 2020年6月22日: 企業向け新型コロナウイルス対策情報 第21回 飲食業における感染対策
- 2020年6月15日: 企業向け新型コロナウイルス対策情報 第20回 在宅勤務者のメンタルヘルス対策 (2) 不調のセルフチェック
- 2020年6月8日: 企業向け新型コロナウイルス対策情報 第19回 映画館における感染対策 (従業員への感染防止のために)
- 2020年6月1日: 企業向け新型コロナウイルス対策情報 第18回 清掃業における感染予防対策
- 2020年5月28日: 企業向け新型コロナウイルス対策情報 第17回 タクシーにおける感染拡大防止

1. 発熱者の対応

日本国内の感染者数は7月5日時点で2万478人であり、実際に従業員が感染した経験を持つ企業はまだまだ少数であろう。しかしながら、今後、第2波、第3波と、感染者数が更に増大していった場合、従業員の間で感染者が出る可能性はますます現実味を帯びてくる。さらに、冬季になると季節性インフルエンザや感冒の患者も増え、新型コロナウイルス感染者との区別が困難な発熱者が多数発生することが懸念される。このような中、各企業において、発熱者が出た場合や実際に感染者が出た場合のシミュレーション(職場の消毒、濃厚接触者の対応、発熱者・感染者の復職、その間の業務継続など)をきちんと検討しておくことが重要である。

とはいえ、厚生労働省により復職時期の目安が示されている感染者と異なり、症状はあるもののPCR検査が陰性であった、またはPCR検査を受けることができなかった従業員の取り扱いについては、明確な目安もなく、各企業において悩ましい課題であろう。特に、もともと少ない人員で運用している職場など、あまり自宅待機期間が長すぎても本人や周囲の不利益につながったり、短すぎても職場の集団感染を招いたり、判断に迷うところであろう。ここでは、日本渡航医学会と日本産業衛生学会が合同で公開している新型コロナウイルス情報『職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド』(6月3日版)を基に、主に発熱者の職場復帰時期の目安について述べる。

1-1. 発熱者本人に対する対応

- ▶すべての症状が消失してから72時間(3日)の自宅待機期間を持つ
- ▶職場復帰後も4週間程度は衛生対策の徹底と毎日の健康観察を続ける
- ▶職場で3つの密がないかをチェックし、極力そのような状況を避ける
- ▶発熱者への差別を防止する

まず、発熱者の定義として、ここでは発熱の他、咳、咽頭痛、下痢、筋肉痛、倦怠感、嗅覚・味覚障害などの症状を認める者も含んでいる。まん延期において、インフルエンザや感冒などと症状のみで鑑別することは難しく、軽度の風邪症状を認める場合も自宅待機を求めることが望ましい。また、ここではPCR検査を受けていない者に加え、PCR陰性者も含んでいる。しばしば企業の現場において混乱がみられるが、医療機関でPCR検査を受けて陰性だったとしても、感染していないことの証明(陰性証明)にはならず、感染している可能性のある者としてここで示す対応を行っていく必要がある。

前述の新型コロナウイルス情報(6月3日版)では、COVID-19との診断に至らなかった場合で自然に解熱・症状軽減した場合について、『職場に復帰させるタイミングの目安は、①発症後に少なくとも8日が経過していて、かつ②各種薬剤の内服のない状態で発熱、咳、喀痰、下痢、全身倦怠感などが消失してから72時間(3日)以降が望ましい』とされている(図1)。これは感染者だったとしても8日間でウイルス量が減るためであるが(図2)、上記を目安に考えると、PCR検査で感染が確認されなかったケース(PCR検査陰性者を含む)において、すべての症状が消失してからも72時間(発症後の経過が8日に満たない場合は更に不足日数分を追加)は自宅待機の上、入社して頂く必要がある(図3)。

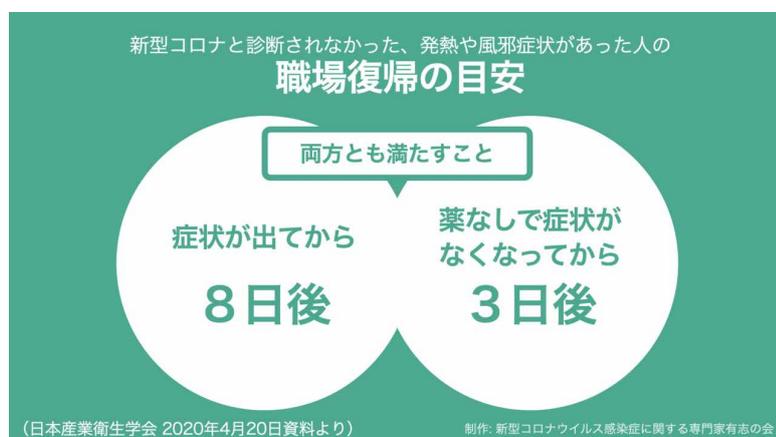


図1 職場復帰時期の目安①

～新型コロナと診断されなかった、発熱や風邪症状があった人～
(画像: 新型コロナウイルス感染症に関する専門家有志の会 HP より [https://note.stopcovid19.jp/n/n74204fb1d5f1])